

横瀬町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年5月25日

横瀬町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

横瀬町は、中山間地に位置していることから、形状の悪い圃場や山沿いの畑地等、管理をすることが難しい農地が多く、また、農作物等に対する鳥獣害被害の問題も重なり、遊休農地の発生が懸念されている。こうした遊休農地が発生することを防止し、遊休農地を解消することに努めていく一方、担い手への農地利用の集積化又は集約化については、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項及び第2項の規定により、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）とが連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横瀬町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、3年ごとに検証し、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	209.6ha	16.0ha	7.6%
3年後の目標	205.0ha	7.8ha	3.8%

(平成33年3月)			
目 標 (平成36年3月)	200.0ha	0ha	0%

注1：現状における管内農地面積は、耕作農地、保全管理農地及び荒廃農地（A分類及びB分類）のそれぞれの面積を集計したものである。（以下の表において同じ。）

注2：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

（2）遊休農地解消の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について農業委員と推進委員とのチーム制により行う農地法（昭和27年法律第229号）第30条1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定により行う利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	209.6ha	21.2ha	10.1%
3年後の目標 (平成33年3月)	205.0ha	41.0ha	20.0%
目 標 (平成36年3月)	200.0ha	160.0ha	80.0%

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率について80%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 地域における農業者等の話し合いの活発化について

既定の「人・農地プラン」の見直し等、地域ごとの人と農地との問題解決を図る「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いを活発化するため、農業委員及び推進委員も積極的に地域の協議に参加する。

② 農地中間管理機構等との連携について

横瀬町振興課、埼玉県農地中間管理機構、ちちぶ農業協同組合その他農業関係機関と連携し、次に掲げる農地についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な農地

(イ) 経営の廃止又は縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

③ 農地の利用調整と利用権の設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整又は交換若しくは利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画や形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化又は法人化若しくは新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年3月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (平成33年3月)	1人 (0.3ha)	1法人 (1.0ha)
目 標 (平成36年3月)	2人 (0.6ha)	2法人 (2.0ha)

注：新規参入者については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算している。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

埼玉県(全国)農業委員会ネットワーク機構、埼玉県農地中間管理機構と連

携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の促進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になりうる存在であることから、埼玉県農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

④ 横瀬町振興課との連携

横瀬町振興課と連携し、新規参入希望者の支援推進を図る。